

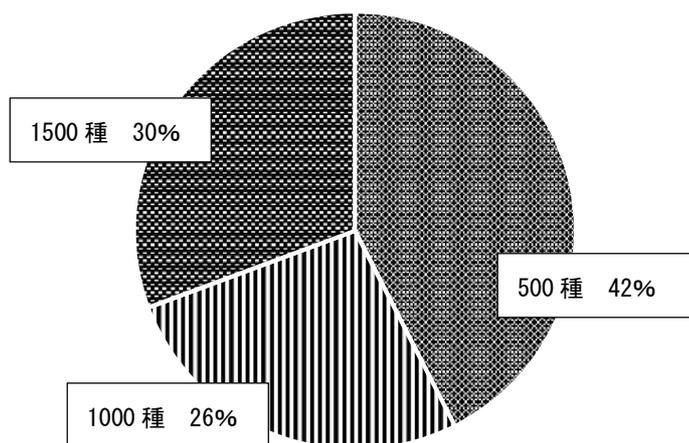
令和3年度 第3回県政モニター調査結果

自然保護課 野生生物係
(099-286-2616)

- 1 テーマ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」について
- 2 調査目的 平成15年3月に施行された条例の認知度や、希少種保護に関する県民の皆さまの意識等を調査し、今後の普及啓発に役立てるために実施するもの。
- 3 調査時期 令和3年5月
- 4 調査対象数 200人
- 5 回答者数 129人 (64.5%)

問1 あなたは、鹿児島県内に絶滅のおそれのある希少野生動植物がおおよそどれくらい生息・生育していると思いますか。

	回答数	比率
500種	54	42.5%
1000種	34	26.8%
1500種	39	30.7%
計	127	100.0%

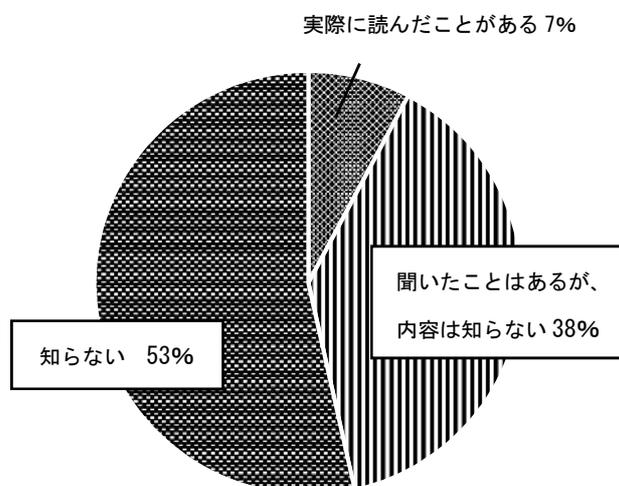


※鹿児島県レッドデータブックの内、絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類の合計数は1,436種。

絶滅危惧Ⅰ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられる種

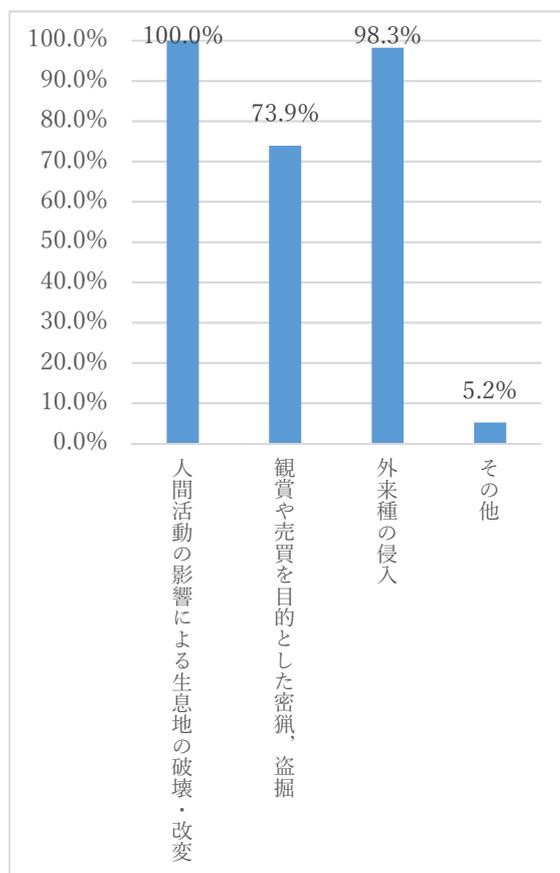
問2 あなたは、鹿児島県レッドデータブックを知っていますか。

	回答数	比率
実際に読んだことがある	10	7.8%
聞いたことはあるが、内容は知らない	50	38.8%
知らない	69	53.5%
計	129	100.0%



問3 希少な野生動植物がその個体数を減らす要因としては様々なものがありますが、あなたが特に重要と考えるものを教えてください。（複数回答可）

	回答数	比率
人間活動の影響による生息地の破壊・改変	115	100.0%
観賞や売買を目的とした密猟、盗掘	85	73.9%
外来種の侵入	113	98.3%
その他	6	5.2%
回答者数	115	

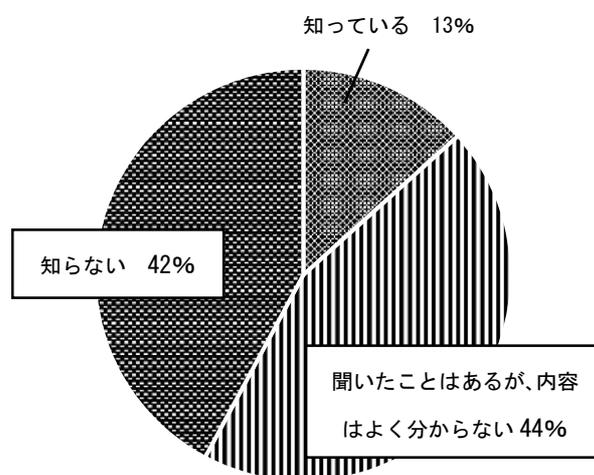


※「その他」を選ばれた方のご意見（一部掲載）

- ・ 家畜の放し飼い
- ・ 地球規模での環境変化

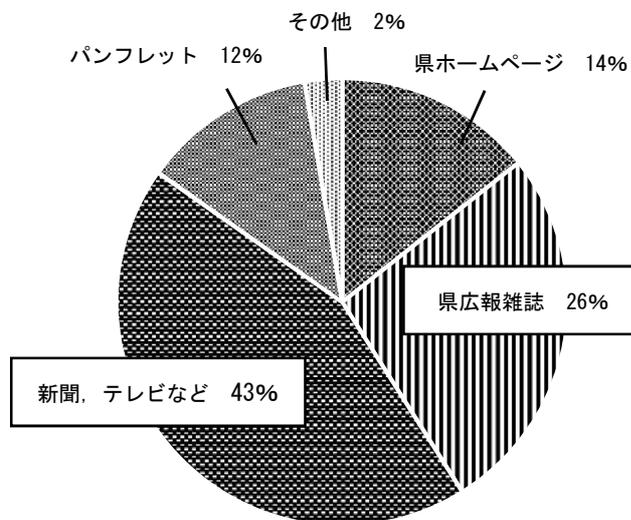
問4 あなたは、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例を知っていますか。

	回答数	比率
知っている	17	13.3%
聞いたことはあるが内容はよく分からない	57	44.5%
知らない	54	42.2%
計	128	100.0%



問5 条例については、どこで知りましたか。(複数回答可)

	回答数	比率
県ホームページ	16	14.3%
県広報雑誌	30	26.8%
新聞、テレビなど	49	43.8%
パンフレット	14	12.5%
その他	3	2.7%
計	112	100.0%

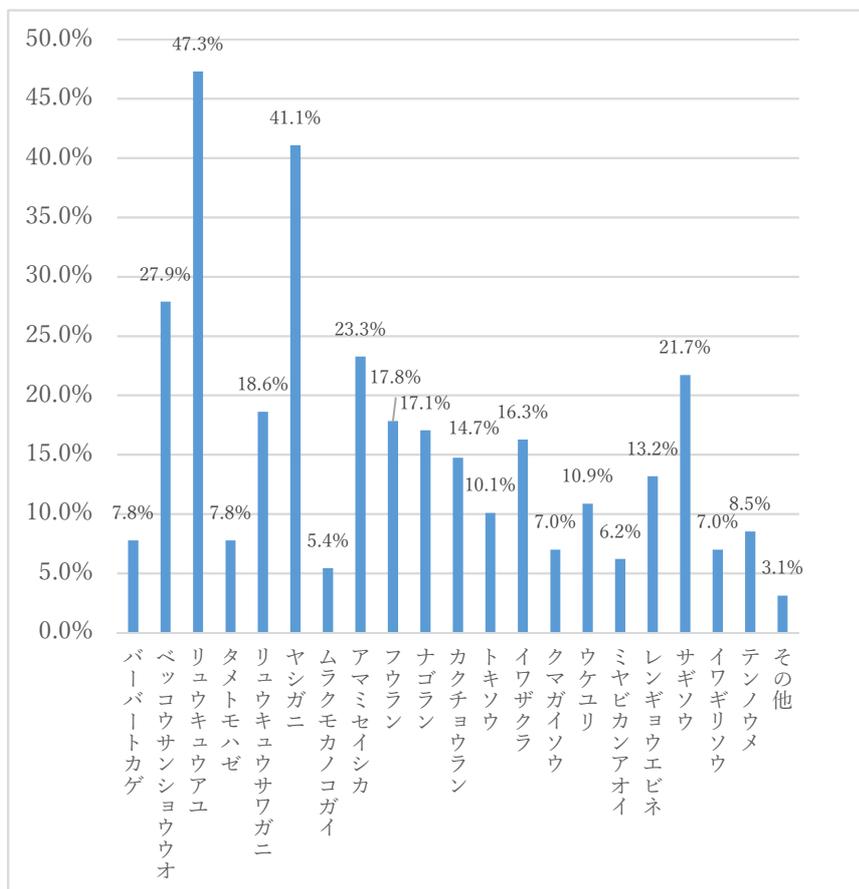


※「その他」を選ばれた方のご回答（一部掲載）

- ・ 大学の講義で知った
- ・ 市町村開催のセミナーで知った
- ・ 知人から聞いた

問6 条例では、県内に生息する野生動植物のうち、絶滅のおそれのある種を指定希少野生動植物として指定していますが、あなたが知っている種を教えてください。（複数回答可）

	回答数	比率
バーバートカゲ	10	7.8%
ベッコウサンショウウオ	36	27.9%
リュウキュウアユ	61	47.3%
タメトモハゼ	10	7.8%
リュウキュウサワガニ	24	18.6%
ヤシガニ	53	41.1%
ムラクモカノコガイ	7	5.4%
アマミセイシカ	30	23.3%
フウラン	23	17.8%
ナゴラン	22	17.1%
カクチョウラン	19	14.7%
トキソウ	13	10.1%
イワザクラ	21	16.3%
クマガイソウ	9	7.0%
ウケユリ	14	10.9%
ミヤビカンアオイ	8	6.2%
レンギョウエビネ	17	13.2%
サギソウ	28	21.7%
イワギリソウ	9	7.0%
テンノウメ	11	8.5%
その他	4	3.1%
回答者数	129	

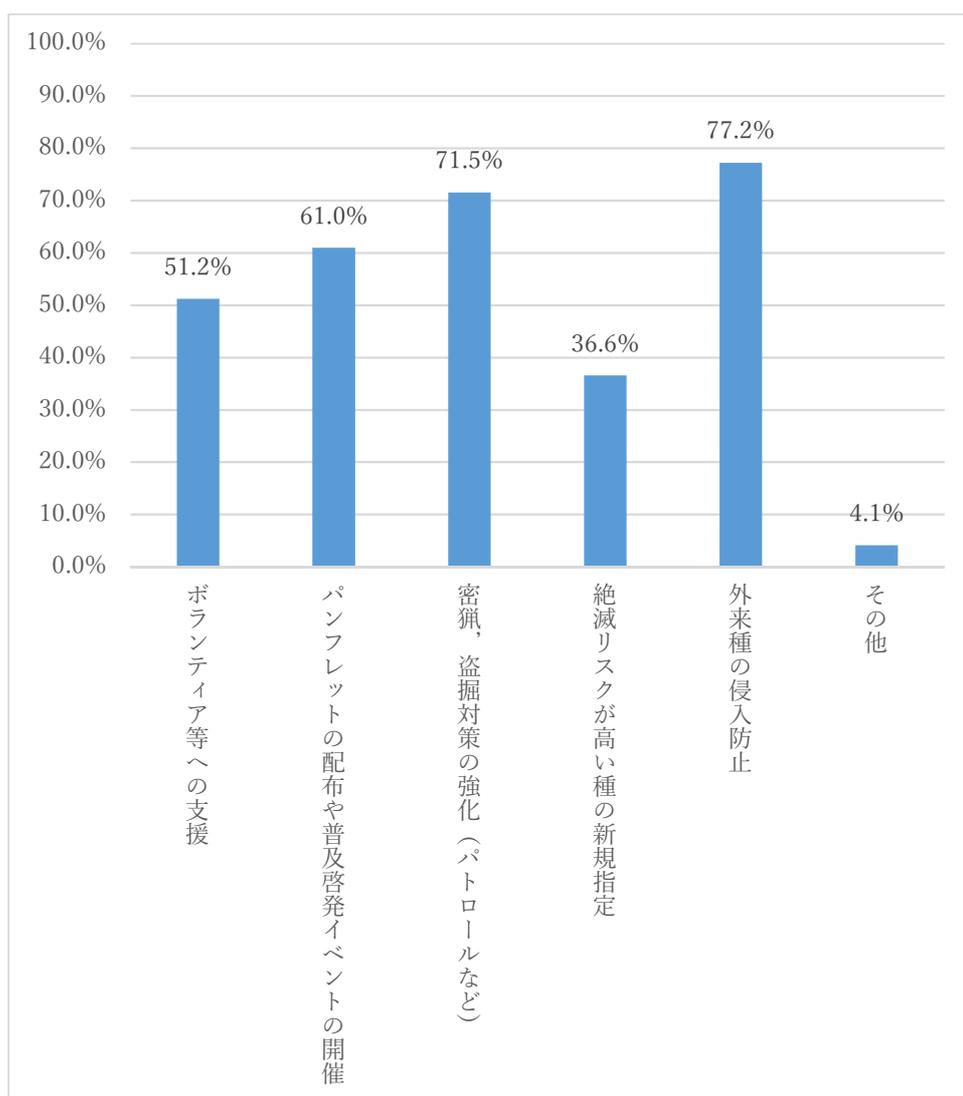


※「その他」を選ばれた方のご回答（一部掲載）

- ・ ヘツカラン
- ・ キリシマエビネ
- ・ ハヤトミツバツツジ

問7 希少野生動植物の保護対策を推進する上で、どのような取組が重要だと思いますか。(複数回答可)

	回答数	比率
ボランティア等への支援	63	51.2%
パンフレットの配布や普及啓発イベントの開催	75	61.0%
密猟、盗掘対策の強化(パトロールなど)	88	71.5%
絶滅リスクが高い種の新規指定	45	36.6%
外来種の侵入防止	95	77.2%
その他	5	4.1%
回答者数	123	



※「その他」を選ばれた方のご意見(一部掲載)

- ・ 動植物を取り扱う店舗への立ち入り
- ・ 罰則規定を定める

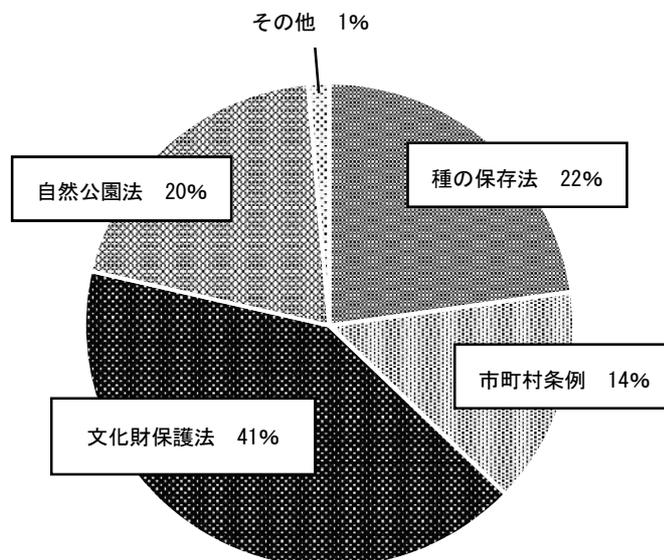
問8 条例の認知度を高めるためにはどのように情報を発信していくことが効果的だと思いますか。

※多かった回答（一部掲載）

- ・ 学校教育などの場で普及啓発を行う
- ・ 各種メディア（テレビ・新聞・SNS等）での情報発信
- ・ 博物館や水族館、公共施設でイベントを開催する
- ・ 人目に付く場所にポスター等を設置する

問9 国内には、鹿児島県の条例以外にも希少な野生動植物の保護に関する様々な関係法令がありますが、あなたが知っているものを教えてください。（複数回答可）

	回答数	比率
種の保存法	49	22.8%
市町村条例	31	14.4%
文化財保護法	89	41.4%
自然公園法	43	20.0%
その他	3	1.4%
計	215	100.0%



※「その他」を選ばれた方のご回答（一部掲載）

- ・ ワシントン条約
- ・ ウミガメ保護条例

お忙しい中アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。